

## ○弓削商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則

制 定 昭和63年4月8日

最終改正 令和5年5月18日

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校学則第14条第2項の規定に基づき、各学年の課程の修了及び卒業の認定等について定めるものとする。

### 第2章 履修及び修得

（履修）

第2条 授業科目の単位の履修は、欠課時数が当該授業科目（特別活動を含む。）の単位時間数の3分の1以内の場合に認めるものとする。ただし、半期で修了する授業科目及び選択科目で特に指定したものについては別に定める。

2 欠席日数及び欠課時数の換算は次の各号によるものとする。

（1） 欠課時数は、7単位時間をもって欠席1日とする。

（2） 遅刻又は早退は、3回をもって欠課1単位時間とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、学生準則第13条第1項の規定にかかわらず、所定の公欠願（第1号書式）を校長に提出し、許可を受けるものとする。この場合において、その取扱いは出席とする。

（1） 災害、交通機関の運航休止等やむを得ない事由により、その事実が確認された場合

（2） 就職活動のため会社訪問をする場合。ただし、会社訪問1回につき3日以内とする。

（3） 進学に関してその必要性を認めた場合

（4） 課外活動等で別表1に掲げるものに参加する場合

（5） 海技試験及び無線に関する国家試験を受験する場合（商船学科に限る。）。ただし、受験1回につき3日以内とする。

（6） 公傷と認められた場合（医師の診断書を提出した場合に限る。）

（7） 学会発表及び学会発表の聴講に出席する場合

（8） ボランティア活動に参加する場合

（9） 外国籍を有する学生がパスポートの更新ほか、在留に必要な手続きを行う場合

（10） その他校長がやむを得ないと認める相当の事由がある場合

（修得）

第3条 授業科目の単位の修得は、履修が認められ、かつ、学業成績が合格の場合に認

められるものとする。ただし、実技を伴う授業科目及び選択科目の単位の修得については別に定める。

2 学業成績は、当該授業科目が60点以上のものについて合格とする。

### 第3章 試験

(定期試験等)

第4条 定期試験は、学期末ごとに1回実施する。ただし、商船学科第4学年後期については、定期試験を実施しない。また、商船学科第5学年については、学年末に席上課程修了試験を実施する。

2 中間試験は、科目担当教員が必要と認めた科目について、各学期の中間において実施することができる。

(追試験)

第5条 次の各号に掲げる事由により、定期試験又は中間試験を受けることができなかった学生は、当該未受験科目に限り1回の追試験を受けることができる。

(1) 傷病(医師の診断書を提出した場合に限る。)

(2) 忌引(学生準則第14条による。)

(3) 災害、交通機関の運航休止等(その事実が確認された場合に限る。)

(4) 出席停止(学則第25条による。)

(5) その他校長がやむを得ないと認める相当の事由がある場合

2 追試験を受けようとする学生は、所定の追試験受験願(第2号書式)を追試験実施日の前日までに校長に提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 追試験の実施期日等については、校長が指定する。

(再試験)

第6条 再試験は、各学年成績(商船学科第4学年にあつては、前期の成績を学年成績とする。)において不合格の必修科目数が、次の科目数以下の場合に受験することができる。ただし、実験・実習、演習等で定期試験を実施しない科目及び体育については、再試験は行わない。

学 科	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
商船学科	5	4	4	4	5
電子機械工学科	5	5	5	5	5
情報工学科	5	4	5	6	5

2 前期で終了する授業科目の不合格科目についての再試験は、学年末を待たずに実施することができる。

3 再試験を受けようとする学生は、所定の再試験受験願(第3号書式)を再試験実施日の前日までに校長に提出し、許可を受けなければならない。

4 再試験の実施期日等については、校長が指定する。

(単位認定試験)

第7条 再試験において不合格の科目がある学生は、単位認定試験を受けることができる。

2 単位認定試験を受けようとする学生は、所定の単位認定試験受験願(第4号書式)を単位認定試験実施日の前日までに校長に提出し、許可を受けなければならない。

い。

3 単位認定試験の実施期日等については、校長が指定する。

(不正行為等)

第8条 試験中に不正行為又は妨害行為をした学生は、当該行為以降の受験を停止させ、当該試験期間中の全科目の試験成績を0点とする。

2 次の各号のいずれかに該当する学生は、当該試験科目の試験成績を0点とする。

(1) 第5条第1項各号以外の事由により受験しなかった学生

(2) 懲戒処分により受験できなかった学生

(3) 試験開始から20分以内に入室しなかった学生又は試験開始から20分以内に退室した学生

#### 第4章 成績の評価

(成績評価)

第9条 学業成績は、科目ごとに次の各号により評価するものとする。

(1) 学期成績は、定期試験及び中間試験の成績、平素の成績、学習態度、出席状況等を総合したものを100点法をもって評価する。ただし、卒業研究、選択科目の一部については合格・不合格をもって評価することができる。

(2) 学年成績は、各学期成績を総合したものを100点法をもって評価する。ただし、再試験及び単位認定試験の合格に対する評価は、60点とする。

(3) 各学級での席次順は、選択科目を含む成績の平均点をもって評価する。ただし、合否で判定する科目及び特別活動を含まず、留学生は対象外とする。

(成績評定)

第10条 学業成績の評定は、次の区分により学生指導要録に記載するものとする。

優 80点～100点

良 70点～79点

可 60点～69点

不可 59点以下

#### 第5章 進級及び卒業の認定

(認定)

第11条 進級及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長が行う。

(進級)

第12条 進級の認定は、次の各号の要件をすべて満たした学生について行う。

(1) 1年間の出席日数が、出席すべき日数(授業(特別活動、講演等を含む。))、学校行事、特別日課等の合計とし、出席停止(学則第25条)及び忌引(学生準則第14条)は含まない。)の3分の2以上であること。この場合において、欠席日数の換算は第2条第2項を適用する。

(2) 当該学年において、別表2の所定の進級単位数を修得していること。

(3) 前学年の未修得科目がないこと。

(4) 特別活動を履修していること。

(卒業)

第13条 卒業の認定は、学則第29条の規定により、学科ごとに次の要件を満たした学生

について行う。

(1) 商船学科

ア 別表3の所定の卒業所要単位数を満たしていること。

イ 次の大型練習船実習課程を修了していること。

短期実習 1月

前期長期実習 5月

後期長期実習 6月

後期長期実習に限り、疾病等やむを得ない事由により履修が困難であると校長が認める場合は、その全部又は一部について、校長が別に定める。

(2) 電子機械工学科及び情報工学科

ア 別表3の所定の卒業所要単位数を満たしていること。

第6章 再履修

(再履修)

第14条 第11条による認定の結果、原学年にとどめられた学生は、学則第15条の規定により原学年の全科目について再履修しなければならない。

第7章 雑則

(雑則)

第15条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月8日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 昭和62年度以前に入学した学生の学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定については、なお従前の例による。ただし、昭和62年度以前に入学した学生のうちで、昭和63年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、この規則によることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年度以前に入学した学生の進級単位数については、なお従前の例による。ただし、昭和62年度以前に入学した学生のうちで、昭和63年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、この規則によることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月7日から施行し、改正後の弓削商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則の規定は、平成4年4月1日から適用する。
- 2 平成3年度以前の入学者に係る第12条第二号並びに第13条第一号のア及び第二号の適用については、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行し、平成6年度入学生から適用する。

- 2 平成5年度以前に入学した学生のうち平成6年度入学した学生と同一学年となる学生については、この規則による。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した学生に係る第6条及び第7条の規定は、なお従前の例による。ただし、平成9年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、改正後の規定によることができる。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年5月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した学生に係る一般科目の学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については、なお従前の例による。ただし、平成12年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、改正後の規定を適用することができる。
- 3 平成10年度以前に商船学科に入学した学生に係る専門科目の学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については、なお従前の例による。ただし、平成11年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、改正後の規定を適用することができる。
- 4 平成11年度以前に電子機械工学科及び情報工学科に入学した学生に係る専門科目の学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については、なお従前の例による。ただし、平成12年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、改正後の規定を適用することができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年12月13日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年3月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生の学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については、なお従前の例による。ただし、平成18年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、この規則による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学年の学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については、なお従前の例による。ただし、平成22年度以降に入学した学生と

同一学年となる学生については、この規定により、卒業の認定に必要な単位を修得するものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学年に係る学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については、なお従前の例による。ただし、平成25年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、この規定により卒業の認定に必要な単位を修得するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学年に係る学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については、なお従前の例による。ただし、平成25年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、この規定により卒業の認定に必要な単位を修得するものとする。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学年に係る学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については、なお従前の例による。ただし、平成29年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、改正後の規定を適用することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学年に係る学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については、なお従前の例による。ただし、平成30年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、この規定により卒業の認定に必要な単位を修得するものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した学年に係る学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については、なお従前の例による。ただし、令和3年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、改正後の規定を適用することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和5年2月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度以前に入学した学年に係る学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については、令和3年1月19日改正前の例による。ただし、令和3年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、この規定を適用することができる。

## 附 則

- 1 この規則は，令和5年5月18日から施行し，令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度以前に入学した学年に係る学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定については，令和3年1月19日改正前の例による。ただし，令和3年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については，この規定を適用することができる。

第1号書式

公 欠 願

担 任

(元号) 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学 科  
学 年  
氏 名

下記事由により公欠扱の認定をしていただきたく、別紙書類を添えてお願いいたします。

記

- 事 由
- 交通機関の運行休止等のため  
(運行休止した理由: )
  - 就職  
(会社名: )  
(住 所: )
  - 進学  
(大学名等: )  
(住 所: )
  - 課外活動  
(大会名等: )
  - 公傷  
(内容: )
  - 学会発表等  
(学会名: )
  - その他  
(内容: )

期 間                    自 (元号) 年 月 日 時限目から  
                          至 (元号) 年 月 日 時限目まで





第3号書式

再 試 験 受 験 願

担 任

(元号) 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学 科  
学 年  
氏 名

下記科目について再試験を受験したいのでご許可くださるようお願いします。

記

科 目 名	科目担当教員	科 目 名	科目担当教員

第4号書式

単 位 認 定 試 験 受 験 願

担 任

(元号) 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学 科  
学 年  
氏 名

下記科目について単位認定試験を受験したいのでご許可くださるようお願いします。

記

科 目 名	科目担当教員	科 目 名	科目担当教員

別表 1（第 2 条関係）

- 一 四国地区高等専門学校体育大会
- 二 国民体育大会
- 三 高等専門学校間で実施する定期戦
- 四 5 商船高等専門学校漕艇大会
- 五 高等学校総合体育大会
- 六 高校選抜
- 七 高等学校野球連盟主催のもとで行う野球試合
- 八 四国地区高等専門学校総合文化祭
- 九 国立高等専門学校機構及び全国高等専門学校連合会主催の行事
- 十 リーダー研修

別表 2 (第12条関係)

授 業 科 目		1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	合 計		
一 般 科 目	必 修 科 目	商 船 学 科	24	23	17	5	7	76	
		電 子 機 械 工 学 科	24	23	17	7	6	77	
		情 報 工 学 科	24	23	17	7	6	77	
		各 学 科 共 通	芸術は 2 単 位 選 択						2
専 門 科 目	必 修 科 目	商船学科	航海コース	7	10	16	12	28	73
			機関コース	7	10	16	11	27	71
	選 択 科 目	電 子 機 械 工 学 科	4	10	14	26	28	82	
		情 報 工 学 科	6	9	15	28	27	85	
		商 船 学 科	0	0	0	0	1	1	
	選 択 科 目	電 子 機 械 工 学 科	0	0	6以上			6以上	
		情 報 工 学 科	3以上					3以上	

別表 3 (第13条関係)

所定の卒業所要単位数

(数字は単位数)

学 科		一 般 科 目		専 門 科 目		卒業単位数
		必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	
商船学科	航海コース	78		73		151以上
	機関コース			71		149以上
電子機械工学科		79		82	6以上	167以上
情報工学科		79		85	3以上	167以上